

池人事発第152号
平成30年2月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一様

同 北大阪地域協議会

議長 上奥 善弘様

同 豊能地区協議会

議長 柴田 直希様

池田市長 倉田 薫



回 答 書

2018年1月15日付にて要請のあった標記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

別紙のとおり

要 望	回 答	担当課
<p>1. 雇用・労働・WLB施策 (1) 地方創生交付金を活用した就労支援について 「まち・ひととしご創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇安定」、「女性の活躍推進」、「Uターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p>	<p>本市としては、地方創生交付金を活用した就労支援事業を実施していませんが、地域就労支援事業において、効果的な相談体制を構築してまいります。また、「地域労働ネットワーク」の機能を強化させ雇用・就労対策を行ってまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について 大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な継承と後継者育成を行うこと。</p>	<p>府と連携し支援について検討してまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(3) 地域での就労支援事業について 未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。 また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。</p>	<p>地域就労支援事業につきましては、他自治体の好事例を参考に事業の強化をはかり、効果的な相談体制を構築してまいります。また、府労働事務所及び府内自治体との「地方労働ネットワーク」を積極的に活用してまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について 各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。</p>	<p>労働法制の周知・徹底に向けたセミナー等の啓発活動を継続して実施いたします。また、「しごと相談・支援センター」を主に、関係機関と連携した相談体制強化に努めます。</p>	<p>地域活性化課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(5)長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について 長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。</p>	<p>大阪府総合労働事務所や労働基準監督署等と連携して適切な対応を図ってまいります。</p>	<p>地域活性課</p>
<p>(6)女性の活躍推進と就業支援について(★) 女性の活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセンリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。</p>	<p>本市「しごと相談・支援センター」において、女性への就労相談を実施し、就業意欲の向上をはかり、定着支援をに努めてまいります。 また、第2次池田市男女共同参画推進計画～パートナーシップ21～に女性活躍推進法の内容を取り入れた改訂版を作成し、セミナーの開催やパンフレットで広く周知してまいります。</p>	<p>地域活性課 人権・文化国際課</p>
<p>(7)ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について 妊娠・出産・育児・介護・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。</p>	<p>第2次池田市男女共同参画推進計画に基づき、各種施策を推進しているところですが、しかし未だに課題は多く残されており、今後もセミナーの開催やパンフレットを作成し広く周知してまいります。</p>	<p>人権・文化国際課</p>
<p>(8)治療と職業生活の両立支援について 病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。</p>	<p>市立池田病院と連携し、サポート体制の構築について検討してまいります。</p>	<p>地域活性課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(9)公共サービス労働者の処遇改善について(豊能地区独自) 公共サービスの担い手はますます多様化し、臨時・非常勤・パート労働者は、雇止めと低賃金、委託労働者は競争入札の激化による労働条件切り下げなど、多くの課題に直面している。「官制ワーキングプア」の解消をめざして、雇用安定、公共労働基準の確立、均等待遇の実現を図ること</p>	<p>委託業務においては、競争入札による弊害が出ないよう最低制限価格の採用や労働法規遵守に関する誓約書を提出させるなど状況に応じて対応しています。 臨時・非常勤職員等の待遇については、趣旨に沿うよう努力してまいります。</p>	<p>契約検査課 人事課</p>
<p>2. 経済・産業・中小企業施策 (1)観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について 大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマナー周知について、観光客の受け入れ態勢整備に力をつけて、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の増加に伴い、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。</p>	<p>マーケティング力向上による経済活性化や訪日外国人観光客受入環境整備のため、本年2月阪急池田駅改札前に多言語対応のスタッフが常駐するゲストインフォメーションが開設予定です。他にも多言語対応の観光マップや観光看板も作成しており、受入環境の充実、利便性の向上を図っています。 また、本市にある観光施設への来場者数等を勘案すると、観光客用の飲食・宿泊施設や大型観光バス駐車場など不足していると認識しているところですが、今後、府や各種団体と連携しながら、周辺住民の理解を得る事を前提に、外国人観光客受け入れ等の強化に努めます。</p>	<p>空港・観光課 地域活性化課</p>
<p>(2)新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化(★) 政府で「ロボット技術の介護利用における重点分野」では、開発支援や実証が計画されている。これらの事業に府域の企業等との連携で新たな産業育成による市場拡大が見込まれるロボット関連産業に重点投資を行い、活性化につなげること。</p>	<p>国や府と連携して検討してまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(3)中小企業・地域産業の支援について ①付加価値の高いものづくり事業の強化について 中小企業における技術開発支援、販路開拓、産官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地域で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。</p>	<p>府と連携し支援について検討してまいります。また、事始め奨励大賞を活用し、新規分野での取り組みについてPRに努めてまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>②TPPにおける完全累積制度の活用支援について TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるように推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。</p>	<p>関連団体との連携をすべく新たな取組を検討してまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p>	<p>大阪府の融資制度の情報収集および情報提供に努め、企業のキャッシュフローのサポートを図ります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について 雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。</p>	<p>最低賃金の上昇に伴う企業への適正な労務管理に関する周知、啓発を継続して実施いたします。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(4)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について(★) 総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。</p>	<p>総合評価入札制度につきましては、平成23年度より導入しています。 公契約条例の制定につきましては、国において統一した制度が構築されるべきであり、大阪府市長会から「公契約法」を制定されたい旨、国に要望しています。</p>	<p>契約検査課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(5)下請取引適正化の推進について 中小企業の抛り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。</p>	<p>取引立場上不利になりがちな下請け企業においては、従業員の人件費や労働時間面で不適切な管理がなされる可能性があり、当該事象を抑制すべく、セミナー等を通じた啓発を継続します。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(6)非常時における事業継続計画(BCP)について 業務継続計画(BCP)未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。</p>	<p>池田商工会議所と連携し、中小企業等への支援に取り組んでまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>(7)まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進 地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産(もん)の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。</p>	<p>国や府と連携して検討してまいります。</p>	<p>地域活性化課</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策 (1)地域包括ケアシステムの実現に向けて(★) 地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。</p>	<p>本市は、地域医療構想調整会議の下部組織である豊能在宅懇話会において、在宅医療のあり方や在宅医療・介護連携に関する協議をしており、広範囲な意見等について、地域医療構想調整会議に上げ検討いただいているところですが、今後も懇話会を通じて提言していきまます。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた状況等については、第7期介護保険事業計画画において説明してまいります。</p>	<p>地域支援課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(2) 予防医療の促進について 府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4時計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。</p>	<p>大阪府からの啓発物等があれば、広く市民への周知を図れるように検討してまいります。また、特定健診など、保険者と連携を強化しながら、住民への健康意識の向上を図ること、健康診査の受診率の向上を図ってまいります。</p>	健康増進課
<p>(3) がん対策基本法の改正について 昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講ずること。併せて、がんに関する教育を推進すること。</p>	<p>国・府からの啓発物等があれば、広く普及・啓発できるように検討してまいります。がん教育に関して、大人だけでなく子どもからの知識の普及に向け、学校との連携を図ってまいります。</p>	健康増進課
<p>(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて 本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。</p>	<p>介護職員処遇改善加算につきましては、届出があれば要件等を確認し適切な運用を実施しているところです。また、加算の取得周知については、近日中にホームページ等において掲載予定です。人材確保については、大阪府の会議に参加し、外国人等の人材確保も含め、職場への定着に向けて取り組む事業者と連携し必要な支援を検討してまいります。</p>	地域支援課
<p>(5) インクルーシブ(包摂的)な社会の実現にむけて ① 障がい者への虐待防止 障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。</p>	<p>池田市基幹相談支援センター「あおぞら」に障がい者虐待防止センター機能を置くことにより関係機関と連携し、障がい者虐待防止の取組みに努めているところとあります。また、障がい者福祉施設における障がい者虐待防止研修を徹底するよう指導してまいります。</p>	障がい福祉課

要 望	回 答	担当課
<p>②障害者差別解消法の体制整備 障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別 解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。</p> <p>* 検討中(2017年4月1日現在) 守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺 市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子 町、河内町、千早赤阪村</p>	<p>障害者差別解消法の理解、周知を広報等で、進めるとともに、障害者差別解消支援地域 協議会の機能を、池田市地域自立支援協議会に設置し、障がい者等からの相談事例の 収集、対応等障がい者の差別解消に向け、円滑に行われるよう努めてまいります。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>(6)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★) ①全自治体の高位平準化 子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、 取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを 行うこと。</p>	<p>子ども・子育て支援法第61条に基づき策定した「池田市子ども・子育て支援事業計画」に ついては、同法60条に規定する基本指針に基づき、現在、中間年の見直しに取り組みんで います。今後、本市子ども・子育て会議での審議を経て、平成29年度内の策定に努めて まいります。</p>	<p>子ども・若者政策課</p>
<p>②待機児童の解消 市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにす ること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すことも に、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検 討すること。</p>	<p>厚生労働省において待機児童の定義が見直され、本市においてもそれに準じて公表をし ております。 本市では、池田市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)の中間年の見直 しに取り組みんでおります。 また、他市町村の保育所等への入所に関しては、申込者の希望に応じて市町村間で調整 をしており、受入体制が整っている場合は入所が可能となっております。子ども・子育て支 援法の改正等今後の国の動向を踏まえ、対応してまいります。</p>	<p>幼児保育課</p>
<p>③病児・病後児保育の充実 小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充 や保育体制を整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にも けた取り組みを強化すること。</p>	<p>池田市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度を目標に病後児保育を病児・ 病後児保育対応型に整備することとしておりましたが、計画を前倒しし、平成28年12月よ り運営を開始しております。 併せて、体調不良児対応型の事業も開始しており、今後、対応施設の拡大を予定しており ます。</p>	<p>幼児保育課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(7)子どもの貧困対策について 昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめと子ども居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。</p>	<p>子どもの貧困問題の要因となる社会的課題は、多岐にわたっている現状に鑑み、各部署連携のもと対応に努めてまいります。 「子どもの居場所づくり」については、子ども食堂開設支援事業等を通じて地域全体で支えあう機運の高まりや風土の醸成に努めてまいります。</p>	<p>子ども、若者政策課</p>
<p>4.教育・人権・行政改革施策 (1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて 将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入りにくさな小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。 ※枚方市：4年生まで拡充。高槻市：小学校全学年に拡充。 泉佐野市：今年度より小学校6年生まで拡充。 堺市：独自の少人数教育(小学校3～6年生を38人学級)。 ※豊中市、箕面市、池田市、能勢町は、独自で教職員数を確保。</p>	<p>平成29年度より、本市では小学校4年生までの35人以下学級編制を実施しています。 文部科学省の平成30年度概算要求では、「新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築」として教職員定数の改善を要求しているとのことです。今後、国や府の動向を見据え、引き続き35人以下学級の早期拡大の実現を関係機関に働きかけていきます。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(2)奨学金制度の改善について(★) 2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならぬ。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合は奨学金返済支援制度導入等も検討すること。</p>	<p>本市においては、高校・大学生を対象に給付型の奨学金制度を実施しています。当該制度については、平成30年度も継続する予定であり、今後とも府内の制度利用者に資する制度構築を大阪府と連携しつつ取り組んでまいります。 ※日本学生支援機構奨学金等については、大阪府の所掌事務。</p>	<p>総務・学務課</p>
<p>(3)労働教育のキャリア化について ワーケルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のキャリア化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p>	<p>全小中学校において、9年間を見通したキャリア教育全体指導計画を作成し、学校の教育活動の中で児童生徒へ指導を行っています。基本的な生活習慣の修得、職業観の育成、各自の進路設計(自己の将来設計、見通し)仕事しらべ、働く人への聞き取り、地域の職場訪問、職業体験などを発達段階に応じて実施してまいります。 また、中学校社会科学習において、労働に関するさまざまな権利・義務をはじめとする基本的な権利の尊重について児童生徒が理解を深められるよう、指導してまいります。 主権者教育については、社会科学習などで、選挙制度や政治の仕組みについての学習を通じて、児童生徒が社会を形成する主権者としての資質を養えるよう、各小中学校で指導を実施してまいります。</p>	<p>学校教育推進課</p>

要 望

回 答

担当課

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について
 ①女性に対する暴力の根絶
 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

②差別的言動の解消
 昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の实情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定することからの対応を検討すること。

③部落差別の解消
 昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講ずること。

(5)地方税財源の確保に向けて
 財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることのないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

ポスター展を開催したり、リーフレット類を配架し啓発を行うとともに、関係部署、機関と連携をとりながら支援してまいります。

「大阪市ヘイトスピーチへの対応に関する条例」の公布より2年経過し、府内市町村においても重要課題と認識しております。大阪府や大阪府市長会と連携しながら、地域の实情に応じたヘイトスピーチ解消に向けた施策について研究するとともに、条例制定につきましても検討してまいります。

ハローワーク及び大阪企業人権協議会と連携し、公正採用選考制度の普及を図り、部落差別解消法の周知につきましても関係諸団体との連携を強化します。

将来世代に負担を残すことなく安定した行政サービスが提供できるよう、引き続き行財政改革を推進し、安定的かつ効率的な市政運営が可能となる行財政基盤の確立をめざしてまいります。
 また、地方税財源の充実・確保は、地方の安定的な財政運営や、地方分権の推進のため必要不可欠であり、市長会等と連携して、引き続き国に働きかけてまいります。

人権・文化国際課

人権・文化国際課

人権・文化国際課

財政課

要 望	回 答	担 当 課
<p>(6) 学校施設再編整備計画について(池田市独自) 施設一体型小中一貫校の開校を含む学校施設再編整備計画については、池田市教育の未来を左右する重大な案件である。この件については、十分な協議をしながら計画を進めること。</p>	<p>今後とも関係部局と十分協議したうえで進めてまいります。</p>	<p>総務・学務課</p>
<p>(7) 学校図書館司書他の市費アルバイト職員の待遇について(池田市独自) 学校図書館司書他の市費アルバイト職員の待遇を2013年度以前並に戻すこと。</p>	<p>臨時的任用職員の勤務実態の把握に努めるとともに、近隣市の臨時的任用職員の勤務条件(職務、任用期間、賃金、勤務時間、社会保険等)も参考にしつつ、本市の臨時的任用職員の待遇について検討し、関係部局に要望しているところです。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(8) 平和発信機能の強化(豊能地区独自) 過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実に努めるとともに、平和発信機能の強化を行うこと。</p>	<p>平和首長会議への参加や平和行進への激励などの施策を実施するとともに、平和の尊さの発信を図っております。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>5. 環境・食料・消費者施策 (1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化(★) 大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと</p>	<p>廃棄物対策と循環型社会の形成への取り組みとして、平成29年度は新規事業で「小型家電」や「水銀含有廃棄物」のBOX回収などを実施し、廃棄物の再資源化に努めているところである。また、ごみの水分量を減らすため、広報誌やごみカレンダーを活用し「生ごみを捨てる前のひと絞りの啓発」や、北摂自治体と協力し、レジ袋無料配布中止の締結など、ごみの減量にも取り組んでまいりました。今後も、減量施策として、新たなごみの分別回収品目の調査や検討を進めるなど、循環型社会の形成に向けた施策を検討してまいります。</p>	<p>環境政策課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(2)食品ロス削減対策の推進(★) 大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。</p>	<p>大阪府は、平成30年2月に食品ロス削減キャンペーン「食の都・大阪でおいしく食べきるう」を実施します。 本市も、2月6日に開催された環境省・大阪府・3R活動推進フォーラム主催の「循環・3Rシンポジウム」に参加する等、情報収集に努めているところです。 今後は、大阪府や周辺自治体と連携し、ホームページや広報誌、環境学習出席前講座、環境イベントなどで食品活用・食品ロス撲滅の啓発活動を実施するなど、食品ロスの削減に取り組んでまいります。</p>	環境政策課
<p>(3)木材利用促進とクリンウッド法の推進 大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。</p> <p>※木材利用方針を策定済みの市町村(2016年12月末現在) 和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田原町、河内長野市、貝塚市、河内町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市</p> <p>(4)消費者保護と消費者教育の推進 増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。 また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。</p>	<p>本市における「池田市新環境基本計画」の更新時期において、公共建築物等での木材利用の推進などについて検討してまいります。その際、必要となれば木材利用方針の策定についても検討してまいります。</p> <p>高齢者を中心とする消費者の保護を目的とした「高齢者消費問題連絡会」を定期的に開催し、大阪弁護士会、池田警察署等外部機関を含めた連携体制の構築に引き続き尽力します。</p>	審査指導課
<p>6. 社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策 (1)空き家対策の強化 倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空き家等対策計画」を早期に策定し、対策を講ずること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。</p>	<p>特定空き家等につきましては、池田市空き家等対策計画に基づき、所有者に対し適正な管理を行うように指導に努めてまいります。 また空き家の利活用につきましては、平成30年度4月以降に実施予定にしている空き家バンク制度の中でより多くの空き家の登録が行える方法の検討を行い、利活用の推進に努めてまいります。</p>	地域活性化課
		まちづくり・交通課

要 望	回 答	担当課
<p>(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進 交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづく設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと</p>	<p>地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客の利便の増進を図るため、市民を委員に含めた地域公共交通会議の設置を検討しているところ。また、地域公共交通会議では、福祉バスの再編を視野に入れた最適な輸送サービスの実現に必要なとなる事項の協議を行いますので、大阪府への協力も仰ぎながらより一層連携強化に努めてまいります。</p>	<p>まちづくり・交通課</p>
<p>(3)交通ハリアフリーの整備促進と安全対策 公共交通機関(鉄道駅・空港など)のハリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターなどの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置が検討されていると聞き及んでおり、今後、設置に対する費用助成なども検討し、鉄道利用者の安全確保のため、可能な限り早期の設置を要請します。</p>	<p>路線バス事業者のノンステップバス車輦導入や鉄道駅の耐震化工事補助を実施し、交通ハリアフリーの整備促進を図っているところ。ホームドア・可動式ホーム柵の設置については、鉄道事業者において設置が検討されていると聞き及んでおり、今後、設置に対する費用助成なども検討し、鉄道利用者の安全確保のため、可能な限り早期の設置を要請します。</p>	<p>まちづくり・交通課</p>
<p>(4)自転車レーンの設置促進と交通安全対策について 「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車が関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。</p>	<p>自転車が増加していることに加え、本市では、秦野地区を中心に自転車安全走行レーンを定め、自転車走行レーンを設置したところ。今後は警察と連携を図り、自転車レーンの延長整備や、市民に対し、自転車のマナーアップの啓発に努めてまいります。</p>	<p>まちづくり・交通課</p>
<p>(5)防災・減災対策の充実・徹底(★) 市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組みよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。</p>	<p>ハザードマップの配布に加えて、市ホームページや防災講座等を通じて市民に積極的に啓発を行い、自助の推進に努めます。また避難行動要支援者名簿の更新については、適切な実施に努めるとともに及び地域が実施する防災訓練への積極的な参加を関係団体に要請し、顔の見える関係の構築に努めてまいります。</p>	<p>危機管理課</p>

要 望	回 答	担当課
<p>(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策(★) 近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。</p>	<p>土砂災害の危険のおそれがある箇所における砂防ダム及び治山ダムの設置については、優先順位をつけて大阪府が実施していると聞き及んでいます。またハザードマップの中で被害想定区域を明示しており、市民の皆様が適切な避難行動を実施できるように周知に努めます。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について 国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講ずること。</p>	<p>大阪府警及び公共交通機関事業者と連携を図り、暴力行為防止に向け広報誌やホームページの活用等啓発を図ってまいります。</p>	<p>危機管理課</p>